

第4章 し尿処理事業

1 し尿処理事業の概要

当市では、昭和 48 年から公共下水道が供用開始され、令和 8 年 3 月 31 日現在、全体事業計画（計画面積 5,971.6ha）のうち 5,261.5ha が整備され、下水道処理人口普及率は約 98%に達している。一方、市内の汲取り戸数は下表のとおりであり、公共下水道の進捗に伴い年々減少している。

平成 16 年 11 月 1 日に十王町と合併し、日立区域は日立市が、十王区域は高萩市・日立市事務組合が担当していたが、平成 23 年 3 月 31 日で同事務組合が解散し、十王区域についても日立市が担当することになった。

し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者が収集運搬し、滑川クリーンセンターで処理している。

(1) 一般廃棄物処理業(収集運搬)及び浄化槽清掃業許可業者

令和 8 年 4 月 1 日現在

許可業者名	所在地 電 話	令和 7 年度実績戸数		車両 台数	従業員数
		し尿の汲取り戸数	浄化槽清掃及び汚泥の汲取り戸数		
(株)ニッカン 代表取締役 稲葉 淳	滑川本町 5-14-4 22-6348	140	98	10	24
常北農興社 菊地 正	中丸町 1-19-3 33-0746	19	59	2	2
(有)富士産業 代表取締役 勝山 起一	久慈町 3-47-4 52-2020	69	416	3	11
(有)高萩清掃社 代表取締役 三木 忠仁	高萩市有明町 3-52 0293-22-2653	0	15	3	6
十王清掃 高田 秀一	十王町山部 1392-15 39-5505	40	93	2	2
県北浄化槽サービスセンター 鈴木 勝人	十王町伊師 500 39-4184	61	199	1	3
合計		329	880	21	48

(2) し尿処理手数料（消費税を含む額）

令和 8 年 4 月 1 日現在

汲 取 り 区 分		料金
ア 定額制 (一般家庭及びこれに類するもの)	基本料金 1 回	410 円
	【人頭割】 1 人月額(普通の汲取り便所)	250 円
	1 人月額(無臭改良便所)	390 円
イ 従量制 (事業所及びこれに類するもの)	18 リットルにつき	150 円
ウ 汲取り困難地区特別加算金	し尿を汲取るためのホースの長さが 50 メートルを超える世帯	1 回 440 円
エ 下水道供用開始地区特別加算金	下水道法第 11 条の 3 第 1 項に規定 する便所を水洗便所に改造しなければ ならない期間（下水道供用開始公 示後 3 年）を経過した未水洗化世帯	1 回 520 円

※ウ、エの加算金については、日立区域のみ

※令和元年 1 0 月 1 日、消費税率改正により手数料改正

2 し尿処理施設

日立市のし尿処理事業は、昭和 33 年に滑川処理場で始まり、ピーク時の処理量は、年間 68,000kl に達した。その後、公共下水道の普及により滑川処理場の処理量は減少した。また、滑川処理場の老朽化により平成 16 年度に新し尿処理システムの整備が検討され、平成 19 年に新し尿処理施設建設工事に着手し、平成 20 年 11 月に現在のし尿処理施設「日立市滑川クリーンセンター」が完成した。

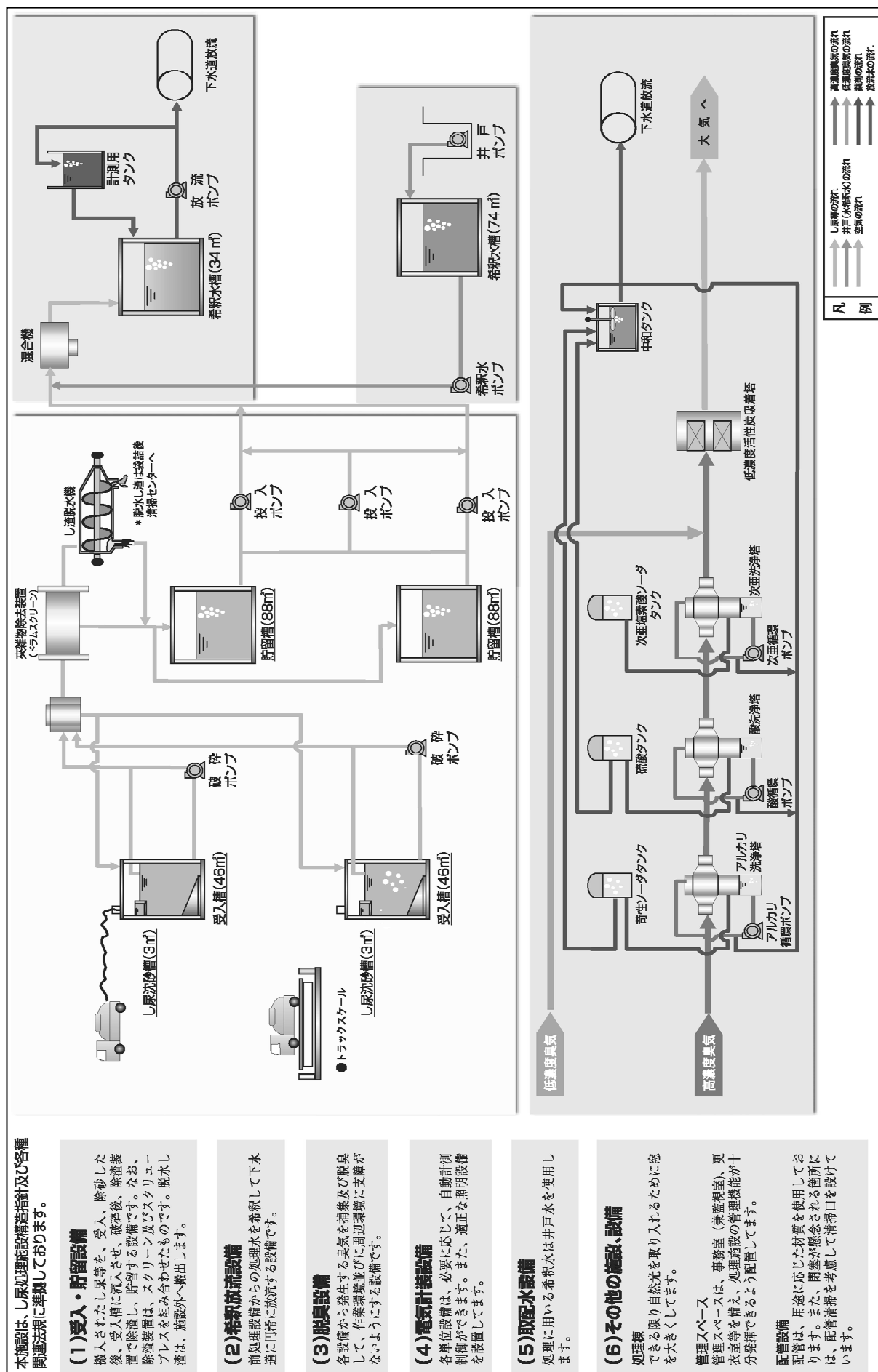
滑川クリーンセンターの特徴は、収集したし尿及び浄化槽汚泥を自動運転で沈砂・破碎・除渣した後、井戸水で希釈し、所定の水質に調整後、下水道へ放流する前処理希釈方式である。処理過程で発生する臭気は、脱臭設備で脱臭する等、環境に配慮したコンパクトな施設としている。施設の運転管理は、民間業者に業務委託している。

(1) し尿処理施設の概要

施 設 名 称	滑川クリーンセンター
所 在 地	滑川本町 5 丁目 14 番 1 号 (電話 21-1766)
竣 工 年 月 日	平成 20 年 11 月 30 日
総 事 業 費	397,255,425 円
処 理 方 式	前処理希釈方式
延 床 面 積	543.44 m ²
処 理 能 力	13kl/日



(2) 処理フロー図



(3) 年度別投入量

(単位：kℓ)

年度 区分		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
滑川クリーンセンター	し尿	1,413.1	1,336.0	1,258.4	1,209.4	1,020.7
	浄化槽汚泥	2,529.5	2,321.4	2,363.8	2,585.2	2,498.9
	小計	3,942.6	3,657.4	3,622.2	3,794.6	3,519.6

(4) 業者別収集投入状況

(単位：kℓ)

業者別	年度 種別	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
ニッカン	し尿	896.1	889.7	767.1	787.3	675.6
	汚泥	782.5	608.5	552.0	537.9	564.3
	計	1,678.6	1,498.2	1,319.1	1,325.2	1,239.9
常北農興社	し尿	46.1	30.5	37.6	24.5	25.6
	汚泥	157.5	149.3	133.6	146.9	123.9
	計	203.6	179.8	171.2	171.4	149.5
富士産業	し尿	214.9	178.9	167.7	165.1	141.1
	汚泥	846.9	793.4	1,010.6	1,069.7	1,060.4
	計	1,061.8	972.3	1,178.3	1,234.8	1,201.5
高萩清掃社	し尿	17.6	5.9	11.2	8.5	4.8
	汚泥	47.6	52.7	30.7	37.0	39.7
	計	65.2	58.6	41.9	45.5	44.5
飯島清掃社	し尿	—	—	—	—	—
	汚泥	6.5	—	—	—	—
	計	6.5	—	—	—	—
十王清掃	し尿	18.0	8.5	16.1	35.4	25.7
	汚泥	123.7	138.7	136.7	251.8	202.6
	計	141.7	147.2	152.8	287.2	228.3
県北浄化槽サービスセンター	し尿	220.4	222.5	258.8	188.5	148.1
	汚泥	564.8	578.7	500.2	542.0	508
	計	785.2	801.2	759.0	730.5	656.1
合計	し尿	1,413.1	1,336.0	1,258.5	1,209.4	1,020.7
	汚泥	2,529.5	2,321.3	2,363.8	2,585.2	2,498.9
	計	3,942.6	3,657.3	3,622.3	3,794.6	3,519.6

※投入先、滑川クリーンセンター。

3 合併処理浄化槽設置補助事業

生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全のため、浄化槽を設置する者に、その設置等に要する経費の一部を補助している。補助は、対象地域内において、個人の住宅、小規模店舗を併設した住居及び事業所に係る浄化槽を設置する者に対して行っている。

(1) 補助金の限度額 (令和8年4月1日現在)

区 分	補助金の限度額
5人槽	332,000 円
6～7人槽	414,000 円
8～10人槽	548,000 円

※ただし、浄化槽の設置に要する経費の額が補助金の限度額に満たない場合は、設置に要する経費の額となる。

※単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽へ転換する場合には、単独処理浄化槽の撤去工事に要する経費の補助として15万円を限度として、また、宅内配管工事に要する経費の補助として33万円を限度として、上記設置補助金に加算する。

(2) 対象地域

公共下水道事業認可区域外の区域。

(3) 補助件数

種別 \ 年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
5人槽	2	2	7	9	2
6～7人槽	4	6	1	0	2
8～10人槽	0	1	1	0	1
設置補助合計	6	9	9	9	5

単独処理浄化槽撤去補助件数	4	4	4	1	3
宅内配管設置補助件数	4	4	4	1	3

4 日立市戸別合併処理浄化槽事業

中里地区（入四間町、下深荻町、中深荻町、東河内町）において、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全のため、国の循環型社会形成推進交付金を受け、市が平成15年度から平成24年度において浄化槽を整備し、維持管理を行う事業である。平成25年度からは、維持管理のみを行っている。

【使用料金（消費税を含む）及び基数】 (令和8年3月31日現在)

区 分	1月あたりの使用料金	整備基数	寄附基数	合計
5人槽	2,112 円	198 基	23 基	221 基
6～7人槽	2,442 円	50 基	16 基	66 基
8～10人槽	2,948 円	27 基	5 基	32 基
11～15人槽	4,906 円	2 基	—	2 基
合計		277 基	44 基	※321 基

※ 休止19基、未接続2基含む。

(参考資料) 地域別し尿汲取り担当業者一覧

(1) 日立区域

	地域名	担当業者
ア	相賀町 (全域)	ニッカン
	相田町 (全域)	ニッカン
	旭 町 (全域)	ニッカン
	鮎川町 (全域)	ニッカン
イ	石名坂町 (全域)	富士
	砂沢町 (全域)	ニッカン
	入四間町 (全域)	ニッカン
オ	大久保町 (全域)	常北
	会瀬町 (全域)	ニッカン
	大沼町 (全域)	常北
	大みか町 (全域)	富士
	大和田町 (全域)	富士
	小木津町 (全域)	ニッカン
	折笠町 (全域)	ニッカン
カ	鹿島町 (全域)	ニッカン
	金沢町 (全域)	常北
	かみあい町 (全域)	ニッカン
	神峰町 (全域)	ニッカン
	川尻町 (全域)	ニッカン
	河原子町 (全域)	ニッカン
	神田町 (全域)	富士
ク	久慈町 (全域)	富士
コ	国分町 (全域)	ニッカン
サ	幸町 (全域)	ニッカン
	桜川町 (全域)	ニッカン
シ	下土木内町 (全域)	富士
	下深萩町 (全域)	ニッカン
	城南町 (全域)	ニッカン
	白銀町 (全域)	ニッカン
ス	末広町 (全域)	ニッカン
	助川町 (全域)	ニッカン
	諏訪町 (全域)	ニッカン

	地域名	担当業者
タ	台原町 (全域)	常北
	多賀町 (全域)	ニッカン
	高鈴町 (全域)	ニッカン
	田尻町 (全域)	ニッカン
チ	千石町 (全域)	ニッカン
ト	留 町 (全域)	富士
ナ	中成沢町 (全域)	ニッカン
	中深萩町 (全域)	富士
	中丸町 (全域)	常北
	滑川町 (全域)	ニッカン
	滑川本町 (全域)	ニッカン
	成沢町 (全域)	ニッカン
ニ	西成沢町 (全域)	ニッカン
ハ	塙山町 (全域)	常北
ヒ	東町 (全域)	ニッカン
	東大沼町 (全域)	常北
	東金沢町 (全域)	ニッカン
	東河内町 (全域)	ニッカン
	東多賀町 (全域)	ニッカン
	東滑川町 (全域)	ニッカン
	東成沢町 (全域)	ニッカン
	日高町 (全域)	ニッカン
ヘ	平和町 (全域)	ニッカン
	弁天町 (全域)	ニッカン
ミ	みかの原町 (全域)	常北
	水木町 (全域)	ニッカン
	みなと町 (全域)	富士
	南高野町 (全域)	富士
	宮田町 (全域)	ニッカン
モ	本宮町 (全域)	ニッカン
	茂宮町 (全域)	富士
	森山町 (全域)	常北
ワ	若葉町 (全域)	ニッカン

(2) 十王区域

地域名	担当業者
十王町 (全域)	高萩
	十王
	県北

(3) し尿汲取り業者一覧

し尿汲取り業者名	連絡先	略 号
(株)ニッカン	22-6348	ニッカン
常北農興社	33-0746	常 北
(有)富士産業	52-2020	富 士
県北浄化槽サービスセンター	39-4184	県 北
十王清掃	39-5505	十 王
(有)高萩清掃社	0293-22-2653	高 萩

